



# 島根県報

平成28年12月26日（月）  
号外 第 190 号  
（毎週火・金曜日発行）  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	（人 事 課）	2
職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	（ ” ）	2

### 【人委規則】

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則		2
県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則		4
職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則		7
職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則		8
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則		8
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則		9

**公布された条例等のあらまし****◇職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第91号）**

職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日は、平成29年1月1日とすることとした。

**◇職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第92号）**

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日は、平成29年1月1日とすることとした。

**規 則**

職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第91号**

職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第58号）の施行期日は、平成29年1月1日とする。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第92号**

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第59号）の施行期日は、平成29年1月1日とする。

**人 事 委 員 会 規 則**

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

**島根県人事委員会規則第35号**

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「休暇を除く」を「休暇及び条例第12条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）を除く」に改め、同条の表第11号中「達しない子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号）第2条の2で定める者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含

む。以下この号、次号、第14号及び第15号において同じ。)」を加え、同表第13号中「(昭和22年法律第164号)」を削り、同表第14号の2中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、「この号において」を削る。

第3条の4の次に次の1条を加える。

(慶弔休暇)

**第3条の5** 条例第11条第3号及び第4号に規定する休暇の対象となる子には、特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含むものとする。

第4条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(介護休暇)」を付し、同条第1項中「第12条第1項の」の次に「その他」を加え、「であって職員と同居しているもの」を「(第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 条例第12条第2項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の指定を希望する期間の初日及び末日を介護休暇簿(これに相当する書面を含む。以下同じ。)に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間(第7項において「申出の期間」という。)の指定期間を指定するものとする。

第4条に次の4項を加える。

5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を介護休暇簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。

6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間(以下この項において「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり第5条第3項ただし書の規定により介護休暇(条例第12条第1項に規定する介護休暇をいう。以下同じ。)を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が第5条第3項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第4条の次に次の2条を加える。

**第4条の2** 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(介護時間)

**第4条の3** 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

第5条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条第1項中「条例第12条第1項に規定する休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「条例

第12条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に、「同条第1項に規定する休暇」を「介護休暇」に改め、「期間」の次に「(当該指定期間が2週間未満である場合その他の人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間)」を加え、同条第3項中「第1項の」の次に「規定により介護休暇の」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 任命権者は、介護休暇又は介護時間の請求について、要介護者の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

第6条第5項第2号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下この号において「育児休業法」という。)」を「育児休業法」に改める。

第8条中「、第10条及び第12条第1項」を「及び第10条」に改め、「休暇」の次に「並びに介護休暇」を加える。

第9条第3項中「条例第12条第1項に規定する休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第7項の規定は、公布の日から施行する。  
(平成28年改正条例附則第2項の規定による指定期間の指定)
- 2 職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年島根県条例第58号。以下「平成28年改正条例」という。)附則第2項に規定する職員の申出は、平成28年改正条例第1条の規定による改正後の職員の休日及び休暇に関する条例(昭和27年島根県条例第10号)第12条第2項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の末日とすることを希望する日を介護休暇簿(これに相当する書面を含む。以下同じ。)に記入して、任命権者に対し行わなければならない。
- 3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成28年改正条例附則第2項に規定する初日(以下「初日」という。)から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 4 平成28年改正条例附則第2項に規定する職員(以下「職員」という。)は、附則第2項の申出に基づき前項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を介護休暇簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。
- 5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 6 附則第3項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成29年1月1日から附則第2項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間(以下「施行日以後の申出の期間」という。)又は同項の申出に基づき附則第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下「延長申出の期間」という。)の全期間にわたりこの規則による改正後の職員の休日及び休暇に関する規則第5条第3項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

(準備行為)

- 7 附則第2項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

---

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

---

平成28年12月26日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

**島根県人事委員会規則第36号**

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「休暇を除く」を「休暇及び条例第12条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）を除く」に改め、同条の表第11号中「達しない子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により教育職員が当該教育職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該教育職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である教育職員に委託されている児童のうち、当該教育職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号）第2条の2で定める者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下この号、次号、第14号及び第15号において同じ。）」を加え、同表第13号中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同表第14号の2中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、「この号において」を削る。

第3条の4の次に次の1条を加える。

（慶弔休暇）

**第3条の5** 条例第11条第3号及び第4号に規定する休暇の対象となる子には、特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含むものとする。

第4条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（介護休暇）」を付し、同条第1項中「第12条第1項の」の次に「その他」を加え、「であって教育職員と同居しているもの」を「（第2号に掲げる者にあつては、教育職員と同居しているものに限る。）」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 条例第12条第2項に規定する教育職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を介護休暇簿（これに相当する書面を含む。以下同じ。）に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

第4条に次の4項を加える。

5 教育職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を介護休暇簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。

6 任命権者は、教育職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第5条第3項ただし書の規定により介護休暇（条例第12条第1項に規定する介護休暇をいう。以下同じ。）を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が第5条第3項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日

を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第4条の次に次の2条を加える。

**第4条の2** 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

**第4条の3** 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第5条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条第1項中「条例第12条第1項に規定する休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「条例第12条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に、「同条第1項に規定する休暇」を「介護休暇」に改め、「期間」の次に「（当該指定期間が2週間未満である場合その他の人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間）」を加え、同条第3項中「第1項の」の次に「規定により介護休暇の」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 任命権者は、介護休暇又は介護時間の請求について、要介護者の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

第6条第5項第2号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下この号において「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

第8条中「、第10条及び第12条第1項」を「及び第10条」に改め、「休暇」の次に「並びに介護休暇」を加える。

第9条第3項中「条例第12条第1項に規定する休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第7項の規定は、公布の日から施行する。

（平成28年改正条例附則第2項の規定による指定期間の指定）

2 職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第58号。以下「平成28年改正条例」という。）附則第3項に規定する教育職員の申出は、平成28年改正条例第4条の規定による改正後の県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）第12条第2項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を介護休暇簿（これに相当する書面を含む。以下同じ。）に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成28年改正条例附則第3項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

4 平成28年改正条例附則第3項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）は、附則第2項の申出に基づき前項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を介護休暇簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。

- 5 任命権者は、教育職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 6 附則第3項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成29年1月1日から附則第2項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は同項の申出に基づき附則第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたりこの規則による改正後の県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則第5条第3項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- （準備行為）
- 7 附則第2項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

---

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第37号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第4号を次のように改める。

- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として職員の育児休業等に関する条例第2条の2で定める者をいう。以下同じ。）が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第12条第1項に次の1号を加える。

- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

第13条中「前条第1項第4号」を「前条第1項第3号から第5号まで」に改め、「、要介護者」の次に「（休日休暇条例第12条第1項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）」を加え、「及び第3号」を削る。

第16条第1項に次の2号を加える。

- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合

第17条中「前条第2項第1号及び第2号」を「前条第1項第3号から第5号まで」に、「第15条第1項から第3項まで及び第5項中「条例第9条第2項又は第3項」とあるのは「条例第9条第3項」と、同条第1項中「ならない。この場合において、条例第9条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、前条第1項及び第2項中「条例第9条第2項又は第3項」とあるのは「条例第9条第3項」と、同条第1項第1号及び第3号」を「第15条第2項中「、条例第9条第2項」とあるのは「、それぞれ条例第9条第2項に規定する支障の有無」と、同条第3項中「条例第9条第2項又は第3項の」とあるのは「条例第9条第3項の」と、「条例第9条第2項又は第3項に」とあるのは「同項に」と、前条第1項第1号」に、「前項第1号から第3号まで」を「前項第1号又は第2号」に改め、「、「これら」とあるのは「条例第9条第3項」と」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

---

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第38号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第4項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同項第7号中「1日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 休日休暇条例第12条の2に規定する介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

#### 附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

---

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第39号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第33中 「  
法第28条第2項第2号の規定による休職の期間（無罪の判決を受けた場合の休職の期間に限る。） を  
」

「  
法第28条第2項第2号の規定による休職の期間（無罪の判決を受けた場合の休職の期間に限る。） に、

休日及び休暇条例第12条の規定による休暇の期間

休職条例第2条第3号の規定による休職（その原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害と認められるものを除く。）の期間

休日及び休暇条例第12条の規定による休暇の期間

休職条例第2条第3号の規定による休職（その原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害と認められるものを除く。）の期間

を

に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第33の規定は、この規則の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

### 島根県人事委員会規則第40号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第41条第4項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同項第7号中「1日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 教育職員の休日及び休暇条例第12条の2に規定する介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

別表第10中 大学院修学休業の期間

を

大学院修学休業の期間

教育職員の休日及び休暇条例第12条の規定による休暇の期間

に、

休職条例第2条第3号の規定による休職（その原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害と認められるものを除く。）の期間

教育職員の休日及び休暇条例第12条の規定による休暇の期間

を

「  
休職条例第2条第3号の規定による休職（その原因である災害が公務上の災害又は  
通勤による災害と認められるものを除く。）の期間

に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する規則別表第10の規定は、この規則の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。